

商品概要説明書

ネットバンク専用定期貯金（１年）

（２０２５年４月１日現在）

商 品 名	・ ネットバンク専用定期貯金（１年）
ご利用いただける方	・ 当ＪＡで総合口座の開設およびネットバンキングのお申込みをしていただく事が出来る、個人のお客様。
期 間	・ １年 自動継続。元金継続または元利金継続として満期日当日のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示利率にて同期間（１年）による取り扱いとします。
預入限度額	・ １０万円以上１，０００万円以内
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）計算方法 （３）税 金 （４）金利情報の入手方法	・ １年ものは預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期基準利率に ０．１０％を上乗せした利率を約定利率とします。 ・ 付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客様は 20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
中途解約時の取扱い	・ 原則、解約は出来ません。当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合 には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。 - 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第３位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１） 預入日の１か月後の応答日から預入日の１年後の応答日までの日を満期日としたこの貯金の場合 ① ６か月未満 解約日における普通貯金利率 ② ６か月以上１年未満 約定利率×５０％ - ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（出張所）または金融事務部（電話：０７３－４８８－６７０６）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融事務部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aわかやま